

## 住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する募集要領

## 1. 趣旨

住宅団地は、高度成長期を中心に都市への人口流入の受け皿として、全国的に都市の郊外部等に開発されてきましたが、同時期に一齐に子育て世帯等が入居した結果、現在では住民の高齢化や居住世帯数の減少等が顕著に進行しており、生活利便や地域コミュニティの活力の低下、空き家・空地の発生等の課題が顕在化しています。

また、多くの住宅団地は、主に住宅を中心に開発されたため、若者や子育て世帯が働く場や、高齢者の生活を支える施設が不足するなど、多様な世代の暮らしの場としての課題も生じています。

このような課題が顕在化している住宅団地については、業務・交流の場などの多様な用途を導入することにより、就業機会の創出やコミュニティ・つながりの維持・向上を図るなど、職住育近接で多世代共生のまちへの転換を促すことが有効と考えられます。加えて、高齢者が安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築と併せて、医療・福祉施設や生活利便施設、地域交通機能の充実を図ることが必要です。

内閣府地方創生推進事務局では、住宅団地再生を地方創生の重要な政策課題として捉えています。昨年の臨時国会で成立した改正地域再生法においては、市町村が多様な主体と連携して事業計画を作成し、住宅団地再生の円滑な実現を図る「地域住宅団地再生事業」が創設され、本年1月に施行されたところです。

このような状況の下、各地域における住宅団地再生の取組を更に後押しするため、今般、政府の支援を受けて住宅団地再生に取り組もうとする市町村を募集し、内閣府、国土交通省等の関係府省庁が総合的な伴走型支援を行うこととしますので、本募集要領に沿って、積極的に応募を検討してください。

この支援の中では、例えば、地方公共団体が設置する、都道府県、事業者等の地域の関係者で構成される協議会などに関係府省庁（地方支分部局を含む）が参画すること等により、住宅団地再生の具体的な事業の実施に向けて必要な事項の検討を支援していきます。

## 2. 募集する地方公共団体の対象

住宅団地<sup>※1</sup>の再生に関して政府による支援を希望する市区町村<sup>※2</sup>

なお、既存の現地協議会等の有無については、要件としません。また、支援対象とする市区町村は3～5団体程度を予定しており、応募多数であった場合には、別添2「住宅団地の再生に係る支援対象選定基準（評価の項目と視点）」に基づき、内閣府において選定を行うこととします。

※1 公的賃貸住宅団地、民間戸建分譲住宅団地等を含みます。面積や住宅戸数、住宅の管理主体は問いません。

※2 中枢中核都市に限りません。都道府県との共同応募や複数市町村による共同応募も可能です。

住宅団地再生に資する事業としては、例えば、以下の（１）から（３）など居住環境の再生や業務施設の導入等の住宅団地の多機能化・用途変更を含む事業などが想定されます。なお、地域住宅団地再生事業の活用を要件とするものではありません。また、単なる集合住宅等の建替え事業は当支援の対象としません。

- （１）良好な住環境を保全しつつ生活利便施設や業務施設の誘致等を通じた住宅団地の多機能化や用途変更を図る事業
- （２）高齢化に対応した医療・介護サービス等の提供を通じた住宅団地における生活環境の整備を進める事業
- （３）住宅団地及びその周辺地域の交通・物流ネットワークを整備する事業

### 3. 想定する支援の内容

- （１）各府省庁の住宅団地再生に関する制度の紹介と活用に向けた助言
    - ・法律等に基づく許認可等の運用に関するもの
    - ・国の予算制度（補助金等）に関するもの
    - ・専門家などの派遣 等
    - ・（地域再生法のスキームを活用する場合）地域再生計画や事業計画の策定に関する助言、事業実施に当たっての個別行政手続のワンストップ化に関する助言
  - （２）独立行政法人都市再生機構や事業者等とのマッチング支援等
  - （３）先進的な取組についてモデルケースとして全国に発信 等
- ※ 上記のほか、政府に期待する支援内容がある場合には、応募様式において具体的に提案してください。

### 4. 応募書類の記載内容

応募に当たっては、所定の応募様式に以下の内容を記載してください。

なお、応募市町村において住宅団地再生の指針又は計画等を既に有しており、以下の記載事項の内容が当該指針等に記載されている場合には、当該指針等を応募様式に添付し、応募様式には該当指針等の引用部分を明示することで足りるものとします。

- （１）住宅団地の再生に取り組む区域
  - ※市町村内の住宅団地を指定することを想定していますが、対象を特定していない場合は案の例示で差し支えありません。
- （２）地域の現状と課題
- （３）住宅団地の再生に関するこれまでの取組内容（※未実施の場合は記載不要）
  - ① 取組の概要
  - ② 取組の推進体制
- （４）住宅団地の再生に関する今後の取組内容
  - ① 取組の方針

② 想定される具体的な事業（※想定の内容で可）

※具体の事業構想がある場合は、以下の i、ii を含めて記載してください。

i 事業スケジュール

ii 事業の推進体制

③ 実現に必要な政府の支援内容等

ア 活用を想定している国の制度

イ 国からの助言や情報提供等を求めたい内容、支援や連携を希望する機関名

ウ その他国に期待する支援の内容

5. 応募書類の内容

応募に必要な書類（応募書類）は、次のとおりです。

(1) 別添1「住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する応募様式」

(2) 参考資料（必要に応じて添付）

応募多数の場合、応募様式に記載された内容について、別添2「住宅団地の再生に係る支援対象の選定基準（評価の項目と視点）」に基づき評価・選定を行います。

6. 応募書類の提出方法、募集期間等

(1) 提出方法

応募書類（応募様式及び参考資料）は、電子メールで提出してください。

※メール件名は「【提出】（5桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（応募者名）住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する応募書類」としてください。

（例：【提出】00000\_200211\_〇〇県〇〇市\_住宅団地の再生に係るハンズオン支援に関する応募書類）

※応募様式は、「（5桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（提出者名）応募様式」の名称の1つのPDFファイルに結合してください。

（例：00000\_200211\_〇〇県〇〇市\_応募様式）

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同応募の場合は、代表となる応募者の都道府県・市区町村コードを記載してください。

(2) 提出に当たっての留意事項

事務局から到着した旨の連絡はしませんので、到着状況については、事務局まで直接問い合わせてください。

(3) 募集締切

2020年3月13日（金）正午必着

(4) 応募書類の扱い

提出された応募書類について、非公表扱いを希望する場合は、資料の右肩に「非公表資料」等と記載してください。

(5) 提出先

内閣府地方創生推進事務局 地域再生担当

E-mail : [e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp](mailto:e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp)

7. 支援対象の決定までの流れ

支援対象の決定までの流れは以下を予定しています。

2020年3月13日(金) 正午 募集締切

3月中旬 書面審査・ヒアリング※の実施

※必要に応じて、応募団体へのヒアリングを実施することがあります。

3月末頃 支援対象の決定

8. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局 地域再生担当

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6階

E-mail : [e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp](mailto:e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp)

電話 : 03-5510-2457

以 上